

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

## 資金繰り支援

中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰り支援は、信用保証枠の拡大と融資の特別枠の設定があります。

【資金繰り支援の全体像】

### 民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

<b>セーフティネット保証4号・5号</b> 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。	<b>危機関連保証</b> セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 ※一部保証対象外の業種があります。
--	---

一般保証枠 (2.8億円) + SN保証枠 (2.8億円) + 危機関連保証枠 (2.8億円)

**信用保証付融資における保証料・利子減免**  
セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

### 政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
<b>セーフティネット貸付</b> 基準金利	<b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b> <b>新型コロナウイルス対策マル経融資</b> <b>危機対応融資</b>	<b>特別利子補給制度</b> 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給
【対象要件】 売上高等の要件はなし	【対象要件】 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応	【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減

【出展】 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ」パンフレット令和2年6月2日20:00時点版（以下のリンクをクリックすると最新版が表示されます）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

**\*令和2年度第2次補正予算の成立を前提に、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施します。**

1 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

【融資限度額（別枠）】

中小事業 6 億円（拡充前 3 億円）

国民事業 8,000 万円（拡充前 6,000 万円）

【金利】

当初3年間 基準金利▲0.9%、

4年目以降基準金利中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

※金利は令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

【利下げ限度額】

中小事業 2 億円（拡充前 1 億円）、

国民事業 4,000 万円（拡充前 3,000 万円）

2 商工中金による危機対応融資

【融資限度額】 6 億円（拡充前 3 億円）

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 1.11%→0.21%

【利下げ限度額】 2 億円（拡充前 1 億円）

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

3 特別利子補給制度（実質無利子）

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業・商工中金 2 億円（拡充前 1 億円）、  
国民事業 4,000 万円（拡充前 3,000 万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で 4,000 万円（拡充前 3,000 万円）となります。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

#### 4. 民間金融機関による実質無利子・無担保融資

【融資上限額】 4,000 万円（拡充前 3,000 万円）

#### 5. 既往債務の借り換え

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

(1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫

中小事業 2 億円（拡充前 1 億円） 国民事業 4 千万円（拡充前 3 千万円）

(2) 商工中金 2 億円（拡充前 1 億円）

【借換え限度額】

(1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫

中小事業 6 億円（拡充前 3 億円）、国民事業 8 千万円（拡充前 6 千万円）

(2) 商工中金 6 億円（拡充前 3 億円）

### 1. 信用保証枠の拡大（セーフティネット保証など）

セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とする資金繰り支援策の一つです。信用保証協会が、通常の保証枠（最大 2 億 8 千万円）とは別枠で保証を行うことにより、民間金融機関は中小企業に対する融資を行いやすくなります。

#### (1) セーフティネット 4 号による別枠保証

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して、幅広い業種で影響が生じている「地域」について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 100%を保証します。

【対象中小企業者】

次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

・申請者が、指定\*を受けた地域において 1 年間以上継続して事業を行っていること。

\*令和 2 年 3 月 2 日に全都道府県を対象に指定しました。

・指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

【出典】 [https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_4gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm)

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

## (2) セーフティネット5号による別枠保証

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2億8千万円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証します。

### 【対象中小企業者】

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。

・指定業種\*に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者

\*令和2年5月1日より全業種が指定されました。

・指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

【出典】 [https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

## (3) 危機関連保証による更なる別枠保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種\*の事業者を対象に借入債務の100%を保証します。

### 【対象中小企業者】

・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。

・指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること

\*一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

### 【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）  
5号：80%保証（指定業種）  
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：  
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

【出典】 [https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_crisis.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm)

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

#### （４）セーフティネット保証、危機関連保証利用の流れ

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和２年１月２９日から７月３１日までに認定を取得した事業者については、従来３０日間としていた認定書の有効期限を令和２年８月３１日までに延長します。

※信用保証協会または金融機関による審査の結果、利用できない場合があります。

【問い合わせ先】最寄りの信用保証協会

<https://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

#### （５）信用保証付き融資における保証料・利子減免、既往債務の借り換え

都道府県等による制度融資を活用して、**民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大５年・保証料減免の融資を拡大**しました。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借り換え可能になりました。

（一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。）

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

#### 【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 3000万円

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年

【担保】 無担保

【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

#### 【問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9時00分～17時00分 ※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

## 2. 日本政策金融公庫による特別貸付など

日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している中小企業を対象とした特別融資枠の設定や金利の引き下げを行っています。

### （1）新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の

①または②のいずれかに該当する事業者

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

②業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等は、最近 1 ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少している方

- a 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年 12 月の売上高
- c 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備 20 年以内、運転 15 年以内

【うち据置期間】 5 年以内

【融資限度額（別枠）】 中小事業 3 億円、国民事業 6,000 万円

【金利】 当初 3 年間 基準金利▲0.9%、4 年目以降基準

中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

【利下げ限度額】 中小事業 1 億円、国民事業 3000 万円

※金利は令和 2 年 5 月 1 日時点、貸付期間 5 年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で 3,000 万円となります。

※令和 2 年 1 月 29 日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能。

【出典】 [https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)

## (2) 新型コロナ関連マル経融資の金利引き下げ

【マル経融資とは】

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会 議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、**通常の貸付金利から▲0.9%引下げ**ます。加えて、据置期間を運転資金で 3 年以内、設備資金で 4 年以内に延長します。

3 月 17 日より制度適用が開始されています。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【特例措置対象】 最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 別枠 1,000 万円

【金利】 経営改善利率 1.21%（令和2年3月2日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」（後述）および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」（後述）との合計で3,000万円。

【出典】 [https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen\\_m.html# covid\\_19](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html# covid_19)

### （3）実質無利子融資（特別利子補給制度）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」（後述）により借入を行った中小企業者等のうち、売上が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子の対象になります。

#### 【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者で、特別 貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件 ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

#### 【利子補給】

・期間：借入後当初3年間（最長）

・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等2億円（拡充前1億円）、国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/covid\\_19\\_faq\\_jisshitsumurishika](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika)



※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

[pdf](#)

\*特別利子補給制度の申請書は、8月下旬以降、順次、貸付を行った金融機関等から交付・郵送されます。

\*業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較も可能です

\*国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

\*令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です

#### 【問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構新型

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

0570-060515

受付時間 平日・土日祝日 9時00分～17時00分

#### (4) セーフティネット貸付の要件緩和

##### 【セーフティネット貸付とは】

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

##### 【融資対象】

一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業績が回復し発展することが見込まれる、次のいずれかに該当する事業者

- ・最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方
- ・最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方
- ・最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 など（ほかにも要件があります）

【資金用途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業 4,800万円

【貸付期間】 設備資金 15年以内、運転資金 8年以内

【据置期間】 3年以内

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【金利】 基準金利：中小事業 1.11%、国民事業 1.91%

※令和2年5月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

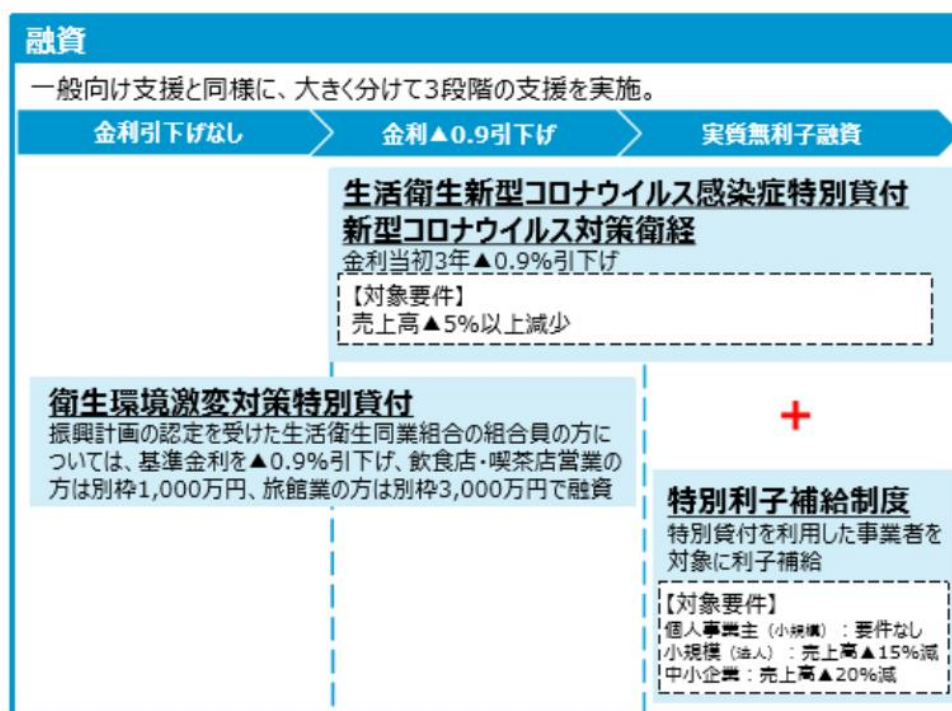
2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象としています。

【出典】 [https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07\\_keieisien\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html)

### 3. その他

#### （1）生活衛生関連事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の方は以下の支援策が活用できます。



#### ①生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

【出典】 [https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_seiei\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html)

#### ②特別利子補給制度

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【出典】

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftyntet/pdf/covid\\_19\\_faq\\_jisshitsumurishika\\_seiei.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftyntet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika_seiei.pdf)

### ③衛生環境激変対策特別貸付

【出典】

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47\\_gekihen\\_2\\_m.html# covid\\_19](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html# covid_19)

### ④生活衛生改善貸付

【出典】

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/34\\_eiseikaizen\\_m.html# covid\\_19](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/34_eiseikaizen_m.html# covid_19)

## (2) 商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。4月中旬より制度適用開始（3月19日に受付開始）

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の

①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】5年以内

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【融資限度額】3億円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、

4年目以降基準金利 1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※2020年3月19日以降に危機対応融資の要件を満たす事業者で、制度適用開始前に融資の実行を希望される方は、商工中金所定の利率によるつなぎ融資の利用が可能（制度適用開始後に借換）。

【出典】<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>

### (3) 農林漁業セーフティネット資金

【対象者】主業農林漁業者（注1）等であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある方

【資金使途】農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金

【融資限度額】一般：1,200万円

特認（注2）：年間経費等の12/12以内

【返済期間】10年以内（うち据置期間3年以内）

（注1）主業農林漁業者とは

個人：農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方

法人：農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方

（注2）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用されます。

【出典】[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_nourin-safetynet.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_nourin-safetynet.html)

### (4) 日本公庫等の既往債務の借換

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や 商工組合中央金庫の危機対応融資について、公庫や危機対応融資の既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

#### 【対象制度】

##### ①日本政策金融公庫等

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策衛経 等

##### ②商工組合中央金庫等

- ・危機対応融資

#### 【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

①日本政策金融公庫等 中小事業 1 億円、国民事業 3 千万円

②商工中金 1 億円

#### 【借換え限度額（※）】

①日本政策金融公庫等 中小事業 3 億円、国民事業 6 千万円、

②商工中金 3 億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

### (5) 新型コロナ特例リスケジュール

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

※中小企業再生支援協議会とは 中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として 47 都道府県に設置されている、地域における再生支援のプラットフォームです。

#### 【サポートの内容】

##### ①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

##### ②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

##### ③資金繰りの継続サポート

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

（①～③における中小企業者の費用は原則不要です。）

#### ④事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用など）の中小企業者の負担割合を引き下げます。

#### 【参考】

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei\\_tokurei.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei_tokurei.pdf)

#### 【問い合わせ】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

最寄りの中小企業再生支援協議会

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyougikai.pdf>

#### （6）小規模企業共済制度＊の特例緊急経営安定貸付等

##### \*小規模企業共済制度とは

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために毎月一定額を積み立てる制度。掛金が全額所得控除できるなどの税制上のメリットに加え、事業資金の借入れもできる。

##### 【小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは】

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

##### 【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

##### 【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

有する契約者の方

【貸付限度額】 2,000 万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】 無利子

【償還期間】 貸付金額 500 万円以下の場合は 4 年、貸付金額が 505 万円以上の場合は 6 年（いずれも据置期間 1 年を含む。）

【償還方法】 6 か月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】 不要

【利子減免制度】

令和 2 年 4 月 7 日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から 1 年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和 2 年 3 月 1 日以降の借入れが対象となりません。

【掛け金の納付期限延長など】

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額のいずれかをお選びいただけます。

①掛金の納付期限の延長掛金の納付期限を最大 6 か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

②掛金月額の減額掛金月額は、1,000 円から 70,000 円の範囲内（500 円単位）で自由に選択できます。

\*利子減免制度および掛け金納付期限延長などをご利用いただける方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近 1 か月の売上が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

【問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日 9:00～18:00 （電話）050-5541-7171

【参考】 <https://www.smri.go.jp/kyosai/skyosai/>

（7）DBJ・商工中金による危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、資金繰り支援を実施します。

【融資対象】

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に  
比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

【資金の使いみち】 設備資金、運転資金等

【貸付期間】 設備 20 年以内、運転 15 年以内

【融資額】 危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

【金利】 期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定

※令和 2 年度第 2 次補正予算の成立を前提に、①資本性劣後ローンと②中堅企業向け金利  
引下げを実施。

#### ① 資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経 済にとって重要な  
事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融  
支援を促し、事業継続を支援します。

#### ② 中堅企業向け金利引下げ

中堅企業に対して、当初 3 年間▲0.5%の利下げを実施します。

#### 【問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先（新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口）  
0120-598-600

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711